

駅前広場利用にあたっての注意事項

1 はじめに

○水戸市では、駅前広場を誰もが安全で快適に利用できるよう、「駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例」を制定するとともに、駅前広場利用するにあたってのルールを定めました。

2 駅前広場の区域

○駅前広場の区域については、水戸駅、赤塚駅、内原駅の駅前広場等で告示で示した範囲です。告示により定める範囲については、別紙をご確認ください。

3 遵守事項

○駅前広場を利用するにあたっては、以下の事項を遵守してください。

- ・道路交通法、その他の法令を遵守すること。
- ・他の利用者の通行の妨げ又は迷惑とならないようにすること。
- ・スロープ、手すり、点字ブロック、昇降機の出入り口等に物を設置しないこと。
- ・張り紙、張り札をしないこと。（公共掲示板を除く）
- ・拡声器、マイク、アンプ等を使用する場合は、時間や周辺の状況を確認し、他の利用者や周辺環境に配慮して行うこと。
- ・寝泊まりしないこと。
- ・駅前広場の利用について、市の職員の指示に従うこと。

4 禁止行為

○以下の行為を行ってはいけません。

- ・焚火をする、樹や銅像にのぼるなど、施設又は設備を損傷するおそれのある行為をすること。
- ・ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること。
- ・駅前広場に設置してある喫煙所以外の場所で喫煙をすること。
- ・専ら営利を目的として露店その他これに類するものを設置すること。

5 勧告・命令・罰則

○「4 禁止行為」に掲げる行為を行った場合、行為の中止等の勧告を行い、勧告に従わない場合は命令をし、命令に従わない場合、50,000円以下の過料を科すことがあります。

6 使用又は占用について

○駅前広場において、ビラ配りや署名活動などの使用又は工作物の設置による占用をしたい場合は、各施設所管課にお問い合わせください。